

○平川市財務規則

第7章 契約

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第146条 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(一般競争入札の参加者の資格を定めた場合の措置)

第147条 市長は、政令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等について揭示その他の方法により公示するものとする。

2 市長は、一般競争入札に参加しようとする者からの前項の規定に基づく資格の審査の申請をまって、定期又は随時にその者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をするものとする。

3 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(一般競争入札の公告)

第148条 政令第167条の6第1項の規定による公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに揭示その他の方法により行うものとする。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において再度公告入札に付そうとするとき、又は急を要する場合において入札に付そうとするときは、その期間を5日までに短縮することができる。

(公告事項)

第149条 前条の規定による公告は、政令第167条の6第1項に規定するものの

ほか、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (3) 設計書、注文書、仕様書、図面、見本又は売買若しくは貸与する物件並びに契約条項を示す場所
 - (4) 開札の場所及び日時
 - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (6) その契約が議会の議決を要するものであるときは、議員の議決を経たとき効力を生ずる旨
 - (7) 工事又は製造の請負について落札価格に制限を設けるときはその旨
 - (8) 契約書の取り交わしの時期
 - (9) その他必要な事項
- (入札心得書)

第150条 市長又は市長の委任を受けて、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に関する事務を担当する職員（以下「契約担当者」という。）は、一般競争入札の入札者に対し、入札執行前に、入札心得書（別記第1）を縦覧に供しなければならない。

(入札保証金)

第151条 契約担当者は、一般競争入札に参加する者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 政令第167条の5第1項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる

とき。

- (3) 1件500万円以下の契約金額であり過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項の保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用組合連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
 - (4) その他市長が確実と認める担保
- (担保の価値)

第152条 前条第2項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定又は同令の例による金額
 - (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
 - (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
 - (4) その他市長が確実と認める担保 別に定める額
- (小切手の現金化)

第153条 会計機関は、第151条第2項第2号で規定する小切手を担保として保管した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、その取立てをし、当該取立てに係る現金を保管しなければならない。

(入札保証金の還付充当)

第154条 第151条に規定する入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供され

た担保を含む。以下次項及び次条において同じ。)は、開札が終わった後還付する。
ただし、落札者に対しては、契約を締結した後に還付する。

- 2 落札者は、入札保証金を第182条第1項に規定する契約保証金の一部又は全部に充当することができる。この場合において落札者は、入札保証金充当依頼書を提出しなければならない。

(帰属した入札保証金の処理)

第155条 法第234条第4項の規定により市に帰属した入札保証金は、遅滞なく、これを歳入に組み入れるものとする。

(予定価格の作成)

第156条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第157条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定の期間継続してする製造、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(入札手続)

第158条 入札者は、入札書を作成し、記名押印の上、封書に入れ、公告した日時及び場所において入札しなければならない。

- 2 入札者が、代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

(入札の拒否)

第159条 契約担当者は、入札保証金の納付を要する者で、その納付しない者又は入札締切時刻に遅れた者の入札は、これを拒否するものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続)

第160条 契約担当者は、政令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を付して、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けたときは、その理由を関係者に通知するものとする。

(最低制限価格)

第161条 契約担当者は、政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付する必要があると認めるときは、その理由及びその算出基礎を明らかにして市長の承認を受けなければならない。

2 第156条の規定は、最低制限価格を付した場合に準用する。

(開札)

第162条 契約担当者は、開札したときは、入札書の金額及び氏名を順次読みあげ、これを記録して、その順位及び落札者を決定しなければならない。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を落札者に通知するものとする。

(入札の無効)

第163条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者がした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(入札中止等)

第164条 契約担当者は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期しなければならない。この場合においては、速やかにその旨及びその理由を公告するものとする。

(せり売り)

第165条 第146条から第157条まで及び前条の規定は、政令第167条の3の規定によりせり売りに付する場合に準用する。

第2節 指名競争入札

(入札者の指名等)

第166条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の規定により、指名した場合においては、第149条各号に掲げる事項を、入札期日の前日から起算して少なくとも3日前までに指名競争入札通知書により通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第167条 第146条及び第150条から第163条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約のできる契約の種類及び金額)

第168条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額の範囲内とする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	2,000,000円
(2) 財産の買入れ	1,500,000円
(3) 物件の借入れ	800,000円
(4) 財産の売払い	500,000円

(5) 物件の貸付け	300,000円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

(特定の随意契約の内容の公表)

第168条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結しようとするときは、当該契約ごとに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要
- (2) 履行期限又は契約期間
- (3) 契約の相手方の決定方法又は選定基準
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結したときは、当該契約ごとに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要
- (3) 履行期限又は契約期間
- (4) 契約金額
- (5) 契約の相手方の決定理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(見積書の徴収)

第169条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他の見積りに必要な事項を示し、2人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、1人の者から見積書を徴することにより随意契約をすることができる。

- (1) 1件の予定価格が10万円を超えない場合

- (2) 契約の目的又は性質により相手方が特定される場合
- (3) 価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要のない物品を購入する場合
- (4) 新聞、書籍等を購入する場合
- (5) 契約の締結について、急を要する場合
- (6) 前各号ほか、特別の理由がある場合

(見積書の省略)

第170条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書を省略することができる。

- (1) 官公署と契約するとき。
- (2) 急施を要する生產品の売却で見積書を徴する暇がないとき。
- (3) 給食施設等における食品の買入れをするとき。
- (4) 収入印紙、郵便切手、官報、書籍及び新聞を買い入れるとき。
- (5) 水道、電気又は電話の利用の契約をするとき。
- (6) 資金前渡により契約をするとき。
- (7) 研修、講習等の会場を借上げるとき。
- (8) 1件の予定価格が5万円を超えない物品を購入するとき。
- (9) 前各号のほか、見積書を徴し難いと認めるとき。

(契約の相手方の資格)

第171条 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者と認められる者を、3年以内の期間を定めて随意契約の相手方としないものとする。その者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、また、同様とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、その限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第172条 第157条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第4節 契約の締結

(契約の締結)

第173条 契約担当者は、契約の相手方（以下「契約者」という。）が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方が決定したときは遅滞なく契約を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により契約締結の延期を与えたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の同意をようする場合において、議会の同意を得たときは、遅滞なく、契約を取り交わすものとする。

3 前項の場合において、契約担当者は、必要があると認めるときは、議会の同意を得る前に、第1項の期間内に、前項の契約書に代えて、議会の同意があったときに契約者に対する意思表示により本契約が締結される旨の仮契約書を取り交わすことができるものとする。

（契約書）

第174条 契約書には、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載するものとする。

- （1） 契約の目的
- （2） 契約金額
- （3） 履行期限
- （4） 契約保証金
- （5） 契約履行の場所
- （6） 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、各年度の支払限度額
- （7） 前金払、部分払又は概算払に係るものは、その旨、方法及び金額並びに精算を要する場合はその方法
- （8） 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- （9） 監督及び検査の時期及び方法
- （10） 目的物引渡しの方法及び時期
- （11） 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金
- （12） 危険負担

(1 3) 瑕疵担保

(1 4) 契約に関する紛争の解決方法

(1 5) その他必要事項

(約款の公示)

第 1 7 5 条 市長は、必要があると認めるときは、契約の種類ごとに標準となるべき契約約款を定めるものとする。この場合においては、その契約約款を公示するものとする。

(契約解除等の約定事項)

第 1 7 6 条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ約定するものとする。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要のない事項については、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

ア 契約者の責めに帰する理由により契約の履行期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

イ 契約者の責めに帰する理由により契約の着手期日を過ぎても着手しないとき。

ウ 検査又は監督の実施に当たり契約者又はその現場代理人若しくはその他の使用人がその執行を妨げたとき。

エ ア、イ及びウのほか、契約者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(2) 契約を解除した場合は、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属し、及び次に掲げるところにより、契約代金を支払い、又は違約金若しくは損害賠償金を徴収するものとする。

ア 既済部分（工事にあっては、出来形部分で検査に合格したもの並びに部分払の対象となった工事材料及び工場製品をいう。）又は既納部分に対して、当該部分に相応する契約代金を支払うものとする。

イ 契約保証金を免除したもの（市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し

ているものを除く。) であるときは、契約金額の10分の1以上に相当する違約金を徴収するものとする。

ウ 契約解除により市に契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として徴収するものとする。

(3) 契約の履行期限までに契約を履行しないときは、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(工事の請負契約にあつては引渡し前の使用及び部分引渡しに係るもの、その他の契約にあつては既納部分に係るものを除く。)につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する割合で計算して得た金額を遅延利息として徴収するものとする。

第177条 契約担当者は、違約金又は遅延利息については、契約者に対する支払代金から違約金又は遅延利息を控除し、なお不足のあるときは、別に徴収する旨及び違約金額又は遅延利息が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てる旨を契約書で明らかにしておかなければならない。

2 契約担当者は、契約者に対する支払代金から違約金を控除しようとするときは、あらかじめ違約金調書により出納機関にその旨を通知しなければならない。

(契約書作成の省略)

第178条 第173条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 物品の売払いに係る契約で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る場合のもの
- (2) せり売りによる契約
- (3) 官公署との契約
- (4) 随意契約による前3号に掲げる契約以外の契約で、1件の契約金額が50

万円を超えないもの

(5) 前各号に類するもので、特に契約担当者において契約書を作成する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、1件10万円を超えない契約をするときその他特に請書等を徴する必要がないと認められるときは、この限りでない。

(年度開始前の契約準備)

第179条 契約担当者は、必要があるときは、年度開始前において契約準備行為をすることができる。

第5節 契約の履行

(物品の売払代金等の納付)

第180条 契約担当者は、売払い又は交換した物品の引渡しのおきまでにその売払い代金又は交換差金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、第151条第2項に規定する有価証券等を担保として提供させ、当該物品の引渡しの日から2月以内に売払代金又は交換差金を納付させることができる。この場合において、契約担当者は、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは、担保の提供を免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、物品の売払い又は交換する場合において、当該物品の売払代金又は交換差金を一時に納付することが困難であると認めるときは、第151条第2項に規定する有価証券等を担保として提供させ、利息を付して、当該年度内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、担保を徴せず、又は利息を付さないことができる。

(1) 官公署に売り払うとき。

(2) 動物又は生産品を売り払うとき。

(保証人)

第181条 契約担当者は、契約を締結するときは、契約者をして、その者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる者を保証人として立てさせるものとする。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 工事の請負契約
- (2) 1件200万円を超えない製造の請負契約
- (3) 物品の買入契約
- (4) その他契約担当者においてその必要がないと認められる契約

2 前項の保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、契約者をして、速やかにこれに代わる者を保証人に立てさせるものとする。

(契約保証金)

第182条 契約担当者は、契約者をして、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 1件500万円以下の契約金額であり過去2年間の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 第180条第2項及び政令第169条の4第2項の規定により延納の特約をした場合において、第151条第2項に規定する有価証券等を担保として提供したとき。
- (5) 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (6) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約をする場合において、第178条第1項各号の規定により契約を省略できる契約であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。
- (7) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約をする場合で、

契約の性質上、契約保証金を徴することが適当でないと認められるとき。

2 前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(1) 第151条第2項第1号から第3号までに掲げる有価証券

(2) 銀行若しくは市長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

(3) その他市長が確実と認めた担保

3 前項第2号の担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第152条及び第153条の規定は、第1項の契約保証金についてこれを準用する。この場合において、同条中「契約締結前」とあるのは、「契約履行前」と読み替えるものとする。

(契約保証金の還付等)

第183条 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。次条において同じ。）は、契約を履行した後に還付する。

2 契約者は、物件の売払い又は交換の場合において、全部の代金（遅延利息を含む。）が完納となる際又は代金の延納の担保として金融機関の支払保証のある小切手又は約束手形を提供の際には、契約保証金を代金に充当することができる。この場合においては、第154条第2項後段の規定を準用する。

(準用規定)

第183条の2 第155条の規定は、市に帰属した契約保証金についてこれを準用する。

(部分払)

第184条 契約担当者は、契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分（工事にあつては、出来形部分で検査に合格したもの並びに契約により部分払の対象とされている工事材料及び工場製品をいう。以下この条において同じ。）又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払うことができるものとする。

2 工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、当該請負契約に係る既済部分に相

応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額とする。ただし、工事の請負契約に係る部分引渡し部分又は性質上可分の製造の請負契約に係る既済部分に対する部分払の額については、この限りでない。

- 3 前項本文の場合に係る部分払の支払回数は、次の表の基準を超えることができないものとする。

請負代金額	前金払いをしない場合	前金払いをする場合
200万円を超え1,000万円まで	2回	1回
1,000万円を超え5,000万円まで	3回	2回
5,000万円を超え1億円まで	4回	3回
1億円を超える場合	5回	4回

- 4 前項の場合における第1回の部分払は、請負代金額に対する出来形の割合が30パーセント以上（前金払をしている場合にあっては40パーセント以上）の場合でなければ行うことができない。

- 5 前2項の場合において、継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、同項中「請負代金額」とあるのは、「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。

- 6 前払金をした工事又は製造の請負契約に係る部分払の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

部分払の金額＝（出来高金額×（9／10））－（前払金額×（出来高金額／請負代金額）＋既に部分払をされている金額）

注 第2項ただし書の場合は、算式中（9／10）とあるのは（10／10）とする。

- 7 契約担当者は、継続費、債務負担行為又は繰越しに係る契約について事業費の精算等のため必要があると認めるときは、第2項から前項までの規定によらないで部分払をすることができる。

(監督の職務と検査の兼任禁止)

第185条 契約担当者は、特別の必要がある場合を除き、政令第167条の15第1項に規定する監督の職務を行う職員に、当該監督に係る同条第2項に規定する検査の職務を兼ねさせてはならない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第186条 契約担当者は、政令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合には、その結果を記載した書面を提出させなければならない。

(監督職員の一般的職務)

第187条 契約担当者から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査して確認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、工事、製造その他についての請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をすることができる。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることもないようにするとともに監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第188条 監督職員は、契約担当者と緊密に連絡するとともに、当該契約担当者の要求に基づき、又は臨時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第189条 専門検査員又は総務部工事検査室長(以下「工事検査室長」という。)から工事に係る検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立合いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 物品の購入又は交換の契約について、工事検査室長から検査を命ぜられた職員（以下「物品等検査職員」という。）は、契約書その他の関係書類に基づき当該給付について検査しなければならない。

（検査調書）

第190条 検査職員又は物品等検査職員は、検査を完了したときは完成検査調書又は出来高（既納）部分検査調書を作成し、契約担当者に提出しなくてはならない。ただし、契約書及び検収調書の作成を省略したもの（工事の請負契約を除く。）は、この限りではない。

- 2 検査職員又は物品等検査職員は、前項ただし書の規定により検査調書の作成を省略した場合においては、その代金の支払に係る請求書に契約を履行した旨及びその年月日を記載し、その事実を証明しなければならない。

第6節 建設工事の特例

（土地物件の取得権）

第191条 契約担当者は、工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下本節において同じ。）に関し、必要な土地その他の物件について、所有権、地上権その他の権利を取得した後でなければ、当該工事の施行ができないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において、当該権利者から工事起工の同意を得たときは、この限りでない。

- 2 契約担当者は、工事の施行により、漁業権、水利権、鉱業権その他の権利を侵害するおそれがある場合は、工事施行前に、あらかじめ当該権利者の工事起工の同意を得るものとする。

（見積期間）

第192条 契約担当者は、第148条の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間において入札を執行しなければならない。

- 2 前項の規定は、随意契約の見積りの場合にこれを準用する。

（契約書）

第193条 契約担当者は、別記第2の工事請負契約標準約款を標準として工事請負契約書又は工事請負仮契約書を作成する。

(変更契約)

第194条 契約担当者は、工事の内容、工期、請負代金その他契約の内容を変更する場合は、変更契約書又は変更仮契約書を作成するものとする。

(工事の完成届)

第195条 契約担当者は、工事が完成したときは、完成した日から5日以内に契約者に工事完成届を提出させるものとする。

2 検査職員は、検査上必要と認めるときは、契約者の負担においてその工事の一部を取り除かせ、検査後原形に復させることができる。

(工事完成延期)

第196条 契約担当者は、契約者が天災、地変その他やむを得ない理由により契約期限内に工事を完成できないときは、その理由を記載した延期申請書を提出させなければならない。

2 契約担当者は、前項の申請書の提出があったときは、その事実を審査し、これを承認することができる。

3 契約担当者は、契約者の責めに帰する理由により契約期限内に工事を完成することができない場合において、契約期限後に完成の見込みがあるときは、違約金を徴し、工期の延長を認めることができる。

(工事物件の引渡し)

第197条 契約担当者は、工事が完成検査に合格したときは、契約者の作成する引渡書によりその引渡しを受けるものとする。

2 第195条及び前項の規定は、部分引渡しに係る工事の完成の場合にこれを準用する。

(契約代金の前払)

第198条 契約担当者は、契約で前金払を定めている場合において、契約者から申請があったとき、又は公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第

184号) 第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費で、特に必要があると認めたものについては、契約金額の10分の4以内の額を前払することができる。

2 契約担当者は、保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該公共工事が次に掲げるすべての要件に該当する場合に限り、前項の規定による前金払のほか、契約金額の10分の2以内の額の前金払をすることができる。

(1) 契約金額が1,000万円以上であること

(2) 工期の2分の1を経過していること

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前項の場合において、工期が数年度にわたる場合は、同項中「契約金額」とあるのは「各年度の契約金額の支払限度額」と、「工期」とあるのは「各年度の当該公共工事の期間」と、「既に行われた」とあるのは「各年度において既に行われた」と読み替えるものとする。

別記第1 (第150条関係)

入札者心得

(競争入札の参加者の資格)

第1条 競争入札には、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者は、参加することができない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も、また同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約（仮契約を含む。）を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
- (6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（建設工事に係る一般競争入札の参加者の資格）

第2条 建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札に係る公告において指定した期日までに前条第1項の規定するものでないことを確認できる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金）

第3条 入札者は、入札書提出前に、見積る額の100分の5以上の入札保証金を出納員又は分任出納員に納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用組合連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) その他市長が确实と認めた担保

3 前項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところ

による。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ
価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定及びその例による金額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債及び公社債 額面金額又は登録金額（発
行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する
金額
- (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
- (4) その他市長が确实と認めた担保 別に定める額

4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、開札が
終わった後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約（仮契約を含む。）締
結後に還付する。

5 落札者は、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

6 落札者が契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、入札保証金は市に帰属
する。

（入札等）

第4条 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書（仮契約書を含む。）案、現場
等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契
約書（仮契約書を含む。）案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説
明を求めることができる。

2 入札書は、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻
までに、入札箱に入れなければならない。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができな
い。

4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

5 入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となるこ
とができない。

- 6 入札は、郵便によって行うことができない。ただし、公告等において、これによることを認めた場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第5条 一般競争入札に参加する者及び指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。次項について同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名業者は、入札を辞退するときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者に提出しなければならない。

- 3 入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足である者がした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第8条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があ

るときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第9条 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、契約保証金についてこれを準用する。

(契約書の取りかわし)

第10条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約の締結について議会の同意を要する場合において、議会の同意を得たときは、遅滞なく契約書を取り交わさなければならない。ただし、契約（仮契約を含む。）締結延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときはその期限）までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

(保証人)

第11条 落札者は、契約（仮契約を含む。）を締結するときは、工事の請負契約、1件200万円超えない製造及び物品の買入れの場合を除き、自己と同等以上の資格及び能力を有する保証人を立てなければならない。

(契約書の提出部数)

第12条 落札者は、契約書（仮契約書を含む。）を2通（保証人を置く場合は、3通）契約担当者に、提出しなければならない。

別記第2（第193条関係）

工事請負契約標準約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に基づき、頭書の工期内に頭書の工事を完成し、この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すもの

とし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

- 2 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがあるものを除き、受注者がその責任において定める。
- 3 この契約書の規定による請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによる。
- 9 前2項に定めるもののほか、この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工について、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条（A） 受注者は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第3条（B） 受注者は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づ

いて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

（工程表）

第3条（C） 受注者は、この契約を締結した日から14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

（契約の保証）

第4条（A） 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第5号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。第34条において同じ。）の保証が付されるためのもの

（4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付されるための措置

（5） この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項第4号及び第5号の措置に係る保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第4号又は第5号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があったときは、契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は第2項の保証金額若しくは、保険金額（以下この項において「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の

10分の1に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

第4条（B） 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）が付されるための措置を講じなければならない。

2 前項の保証に係る保証金額（次項において「保証金額」という。）は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第4項の規定による部分払のための確認の通知を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（下請負人に係る報告）

第7条 発注者は、受注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項について報告を求めることができる。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出を行っていない建設業者（当該届出の義務がない建設業者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてではない。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出を行った事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 工事の施工に立ち会い、設計図書に基づき工程を管理し、工事の施工の状況を検査し、又は受注者若しくは受注者の現場代理人に対して、指示、承諾若しくは協議を行うこと
 - (2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な細部設計図、原寸図等を作成して交付し、又は受注者の作成する細部設計図、原寸図等を検査して承諾を与えること
 - (3) 工事材料を試験し、検査し、又は確認すること
- 3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を受注者に通知するものとする。分担を変更したときも、同様とする。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を定めたときは、受注者は、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて、設計図書で定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。ただし、発注者は、現場代理人による当該権限の行使に支障がなく、かつ、現場代理人と発注者との連絡体制が確保されると認めたときは、現場代理人が工事現

場に常駐しなくてもよいこととすることができる。

- 3 受注者は、前項に規定するものを除くほか、自己の有する権限を現場代理人に委任したときは、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を現場代理人に委任しないものとする。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書で定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（現場代理人が主任技術者又は専門技術者を兼任する場合にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行について著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理について著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行について著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質は、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものでなければ使用してはならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けなければ工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるべきものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものでなければ使用してはならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工すべきものと指定された工事については、当該立会いを受けなければ施工してはならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより、当該見本又は工

事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 受注者は、監督職員が正当な理由がなく前項の請求に応じないため、その後の工程に支障をきたすと認めるときには、第1項又は第2項の規定にかかわらず、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 6 第1項の見本検査並びに第3項及び前項の見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その日から7日以内に、発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵を発見した場合に

において、当該支給材料又は貸与品を工事に使用することが適当でないと認めたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はこれらの返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保するものとする。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰する理由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定する場合のほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるとき

は、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の規定による調査は、受注者を立ち会わせて行わなければならない。ただし、受注者が立ち会わないときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者の意見を聴いた上、第2項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該調査を終了した日から14日以内にその内容を受注者に通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

5 第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行

わなければならない。この場合において、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更をするときは、発注者は、受注者と協議するものとする。

- 6 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第5項に規定する場合のほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第29条第1項において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力
その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成する
ことができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を
請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、工期を延長
するとともに、当該工期の延長が発注者の責めに帰する事由による場合で、必要
があるとは認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたと
きは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者
に工期の短縮を請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、
特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満た
ない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において必要があると認められるときは請負代金額を
変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
い。

(工期の変更方法)

第23条 この契約書の規定による工期の変更を必要とした場合の変更後の工期に
ついては、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の
日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条
の場合にあっては発注者が工期延長の請求を受けた日、前条の場合にあっては受
注者が工期短縮の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場
合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 (A) この契約書の規定(次条を除く。)により請負代金額の変更を必要とした場合の変更後の請負代金額については、数量の増減が内訳書記載の数量の100分の20を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないとき、又は内訳書がいまだ承認を受けていない場合にあつては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して書面により定め、その他の場合にあつては、内訳書記載の単価を基礎として書面により定める。ただし、協議の開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第24条 (B) この契約書の規定(次条を除く。)により請負代金額の変更を必要とした場合の変更後の請負代金額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約の締結の日から1年を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した

額をいう。以下この項及び次項において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。次項において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者の負担とする。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害等)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、

振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償又は補償しなければならない。ただし、工事の施工につき受注者が損害を防止するのに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が負担する。

3 発注者又は受注者が、第三者に対して損害を賠償する場合は、あらかじめ発注者と受注者とが協議するものとする。

4 第1項又は第2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないもの（第6項において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等により填補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであつた保険金の額を含む。）を除く。以下この条において損害という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条

第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会い、その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において「損害額」という。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ当該各号に定めるところにより、(内訳書に基づき)算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 2回以上にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額(この条の規定による損害の負担に係る額が含まれているときは、当該額を控除した額とする。)の100分の1を超える額から既に負担した額を控除した額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更等に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その完成の日から5日以内に完成届及び工事完成検査申請書届を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上、発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）により、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項後段の規定による通知を受けたときは、引渡書により当該工事目的物の引渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。）の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から40日以内に請負代金の支払をしなければならない。

3 発注者は、各年度において、次に掲げる額（以下「年度支払限度額」という。）を限度として請負代金を支払うものとする。

年度	円
年度	円
年度	円

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と工期の期限（次項の場合にあっては、発注者と受注者とが協議して定める期限）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（第4項及び次項において「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請求書により請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 前項の前払い金は、次の方法により分割して支払うものとする。

年度 円以内（ 年度支払限度額の10分の4以内）

年度 円以内 (年度支払限度額の10分の4以内)

年度 円以内 (年度支払限度額の10分の4以内)

- 3 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から14日以内に前払金の支払をしなければならない。
- 4 受注者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合において、受注者は、あらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と工期の期限を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 請負代金額が1,000万円以上であること。
 - (2) 工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 5 工期が数年度にわたる場合は、前項中「請負代金額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と、「工期」とあるのは「各年度の工事の期間」と、「既に行われた」とあるのは「各年度において既に行われた」と読み替えるものとする。
- 6 工期が数年度にわたる場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額の合計に達しないときには、第1項の規定に関わらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額の合計に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 7 工期が数年度にわたる場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額の合計に達しないときには、請負代金相当額が前会計年度までの支払限度額の合計に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

- 8 受注者は、第4項の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、直ちに認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 9 受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書により第4項の規定による前払金の支払の請求を行うことができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 10 受注者は、請負代金額（工期が数年度にわたる場合にあっては、各年度の請負代金の支払限度額。以下この項及び次項において同じ。）が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定による前払金の支払を受けている場合にあっては、10分の6）から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 11 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定による前払金の支払を受けている場合にあっては、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 12 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して書面により返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 13 受注者は、第9項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき平川市財務規則第176条第3号に規定する割合（年パーセント）で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その

全額又は端数を切り捨てるものとする。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第8項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、請負代金額を減額した場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(前払金の使用)

第36条 受注者は、前払金をこの工事に係る工事材料の購入費、労務費、機械器具の賃借料、機械器具の購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要する物にあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の部分払を請求することができる。この場合において、その請求回数は、工事期間中次の表に定める回数を超えない範囲内において発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

請負代金額	前金払をしない 場合	前金払をする場 合
1,300,000円を超え10,000,000円まで	2回	1回
10,000,000円を超え50,000,000円まで	3回	2回

0円まで		
50,000,000円を超え100,000,000円まで	4回	3回
100,000,000円を超える場合	5回	4回

- 2 第1回の部分払の請求は、請負代金額に対する出来形の割合が30パーセント以上（前払金の支払を受けている場合にあっては、40パーセント以上）の場合でなければ行うことができない。
- 3 受注者は第1項の規定による部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から14日以内に受注者立会いの上、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認の通知を受けたときは、請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金の支払をしなければならない。
- 7 第1項の規定により、受注者が請求できる部分払の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

(1) 部分払がなされていない場合

部分払金額＝（出来高金額×10分の9）－（前払金額×出来高金額／請負代金額）

(2) 部分払がなされている場合

部分払金額＝（出来高金額×10分の9）－（前払金額×出来高金額／請負代金額＋既に部分払いをされている金額）

- 8 (A) 前項の場合において、出来高金額は内訳書により定める。
- 8 (B) 前項の場合において、出来高金額は発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、発注者が第6項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 工期が数年度にわたる場合は、第1項の表及び第2項中「請負代金額」とあるのは、「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。
- 10 発注者は、平川市財務規則第184条第7項の規定により第1項の10分の9の割合及び請求回数並びに第2項の割合によらないで部分払をすることがある。
この場合においては、発注者は受注者にその旨を通知するものとする。
- 11 前項の規定により出来高金額の全額の部分払をする場合における当該部分払の額は、第7項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額とする。
$$\text{部分払金額} = \text{出来高金額} - (\text{前払金額} + \text{既に部分払をされている金額})$$

(部分引渡し)
- 第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により受注者が請求できる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。
$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金額} - (\text{指定部分に相応する請負代金額} \times \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$
- 3 (A) 前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書により定める。

- 3 (B) 前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条第1項において準用する第32条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第40条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には、1年）以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の請求をしなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（履行遅延滞の場合における遅延利息）

第41条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき平川市財務規則第176条第3号に規定する割合（年パーセント）で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 受注者は、発注者の責めに帰する理由により、第32条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき平川市財務規則第176条第3号に規定する割合（年パーセント）の割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（検査の遅延の場合における遅延利息）

第42条 発注者は、その責めに帰する理由により、第31条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。）の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第32条第2項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第43条 発注者は、受注者が次条各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する公共工事履行保証証券に係る保証契約（第4項において「履行保証契約」という。）の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下この項及び次項において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1） 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（2） 工事完成債務

（3） 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

（4） 解除権

（5） その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者に対する損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に定める受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、履行保証契約の規定により、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対

して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） その責めに帰する理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2） その責めに帰する理由により工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- （3） 第6条、第10条第1項第2号又は第17条の規定に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （5） 受注者又はその現場代理人若しくはその他の使用人が発注者の行う監督又は検査を妨げたとき。
- （6） 第48条第1項各号に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- （2） 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約をしたと認められるとき。

(8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

第44条の2 発注者は、前条に規定する場合のほかこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体(以下「この項及び次項において「受注者等」という。」に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となって

いない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき。)

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき(受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき)。

(3) 受注者が公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者(受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

第45条 発注者は、工事が完成しない間は、前2条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(違約金)

第46条 (A) 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として、受注者から徴収する。

(1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

第46条 (B) 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の

10分の3に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

（1） 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したとき。

（2） 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1） 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

（2） 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

（3） 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

3 発注者は、第1項の違約金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 第1項の場合（第44条第2項及び第44条の2の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（損害賠償）

第47条 発注者は、第44条の規定によりこの契約を解除した場合又は前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において同条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

第47条の2 発注者は、この契約に関して、第44条の2各号のいずれかに該当するときは請負代金額の10分の2に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償金として、受注者から徴

収する。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、工事の出来形部分の検査をし、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。この場合においては、当該引渡しを受けた工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条若しくは第44条の2の規定による

とき又は第46条第2項各号に掲げる者によりされたものであるときにあっては前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、その余剰額に平川市財務規則第176条第3号に規定する割合（年パーセント）で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第45条第1項又は前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において貸与品があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、次項の規定により定めた期限内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、又、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第44条若しくは第44条の2の規定によるとき又は第46条

第2項各号に掲げる者によりされたものであるときは発注者が定め、解除が第45条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約保証金の還付)

第50条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第44条第2項、第44条の2、第45条第1項若しくは第48条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(火災保険等)

第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。第3項において同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定により付すべきこととされている保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第52条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、青森県（中央）建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、

専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付する。

(その他の協議事項補則)

第54条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(別添)

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 場 所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、下記の建設工事紛争審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に復する。

管轄審査会名 青森県(中央)建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 

受注者 

(裏面)

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1 仲裁合意書について

仲裁合意とは、裁判所の訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、青森県建設工事紛争審査会(以下「青森県審査会」という。)は青森県に設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、青森県知事の許可を受けた建設業者であるときは青森県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。

また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定による弁護士の資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

